

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）（附則第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（供託）</p> <p>第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。</u>以下この節において同じ。）によりするものとする。</p>	<p>（供託）</p> <p>第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券によりするものとする。</p>